

別紙 9 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業

第 1 事業の実施方針

酪農・肉用牛経営の持続的な発展のため、食料・農業・農村基本法（平成十一年七月十六日 法律第百六号）の理念に則り、国際情勢等に影響を受けやすい輸入飼肥料の利用量を減らし、国産飼肥料の利用度合いを高めるため、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料を生産する取組の推進等を支援する。

第 2 事業内容

本事業の構成、各事業の取組内容及び事業実施手続等については、以下に定めるとおりとする。

- ア 全国推進事業 I に定めるとおりとする。
- イ 地域推進事業 II に定めるとおりとする。
- ウ 都道府県推進事業 III に定めるとおりとする。

I 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）

第1 事業内容

1 推進事業実施主体

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）の事業実施主体（以下「全国推進事業実施主体」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とし、公募により選定するものとする。

- (1) 全国推進事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であって、肉用牛に関する専門的な知識を有し、全国規模での活動が可能であること。
- (2) 全国推進事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- (3) 主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- (4) 農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は法人格を有しない団体であって畜産局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）のいずれかであること。
- (5) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと又は法人等の役員等（法人である場合は役員または営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (6) 特認団体の申請をする団体は、第2の1で定める全国推進事業の実施計画を提出する際、畜産局長の承認を受けるものとする（別添1）

2 取組内容

持続的生産強化対策事業交付金実施等要綱（令和8年4月7日付け7畜産第2572号農林水産事務次官依命通知、以下「持続的生産強化対策事業実施等要綱」という。）で定める飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業（以下「飼料生産基盤立脚型・肉用牛産地支援事業」という。）を円滑に実施するため、全国推進事業実施主体は、主として肉用牛関係団体及び肉用牛経営を構成員とする持続的生産強化対策事業実施等要綱の第3の（1）に定める地域協議会（以下同じ）を対象に以下の取組を行うものとする。

- (1) 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業の周知及び説明会等の開催
- (2) 持続的生産強化対策事業実施等要綱の第3に定める事業への参加要件、第4に定める取組の実施方法及び第5に定める事業の実施手続きに関する助言及び手続支援
- (3) 持続的生産強化対策事業実施等要綱の第7に定める取組実施状況の確認

- (4) その他、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業の推進に必要となる業務

3 成果目標

成果目標は、(1)及び(2)のとおり設定するものとする。

(1) 事業内容の周知

事業内容を広く周知するため、全国を対象とした説明会の開催を含めた目標を設定すること。

(2) 地域協議会への指導・支援等

地域協議会への指導・助言及び地域協議会の取り組み実施状況の確認については、各地域（地方農政局等の単位）1件以上となるよう目標を設定すること。

第2 事業の実施方法

1 推進事業実施計画

- (1) 全国推進事業実施主体は、全国推進事業の実施計画（以下「全国推進計画」という。）（別添2を作成し、畜産局長に提出するものとする。）
- (2) 畜産局長は、(1)で提出された全国推進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。
- (3) 全国推進事業実施主体は、全国推進計画に変更が生じた場合には、速やかに、変更した全国推進計画を畜産局長に提出するものとする。
- (4) 畜産局長は、(3)で提出された、全国推進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。

2 推進事業の実施方法

- (1) 全国推進事業実施主体は、畜産局が示す個人情報の適切な取り扱い等に従い、取組を実施するものとする。
- (2) 全国推進事業実施主体は、畜産局長と協議の上、第1の2の(3)の取組実施状況の確認の対象とする地域協議会を決定し、必要に応じて地方農政局又は都道府県の協力を得て、地域協議会が持続的生産強化対策事業実施等要綱の第3から第6までに従い適切に取組を実施していることを確認するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2)の確認が終了した後、速やかに、畜産局長に確認結果を報告するものとする。

第3 実施状況の報告及び事業評価等

- 1 全国推進事業実施主体は、本事業の実施状況の報告（別添3）、事業実施年度の取組状況を記載した「みどりチェック」チェックシート（別添4）及び事業評価票（別添5）を、翌年度の7月末までに、畜産局長に報告するものとする。
- 2 畜産局長は、1の規定に関わらず、必要に応じて全国推進事業実施主体に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとし、その際、全国推進事業実施主体は畜産局長の求めに応じて、調査に協力するものとする。

第4 書類等の保存

全国推進事業実施主体は、本事業に係る書類を、本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

Ⅱ 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（地域推進事業）

第1 事業内容

1 推進事業実施主体

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（地域推進）の事業実施主体（以下「地域推進事業実施主体」という。）は、次に掲げる者とする。

- （1）都道府県協議会（都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会をいう。以下同じ。）
- （2）やむを得ない事由により、都道府県協議会が実施主体となることが困難な場合にあっては、都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県及び地方農政局長の協議により、事業実施主体となることを認められた者

2 取組内容

地域推進事業実施主体は、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業を円滑に実施するため、

持続的生産強化対策事業実施等要綱の第3の（1）に定める地域協議会を対象に以下の取組を行うものとする。

- （1）飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業の周知及び説明会等の開催
- （2）持続的生産強化対策事業実施等要綱の第3に定める事業への参加要件、第4に定める取組の実施方法及び第6に定める事業の実施手続きに関する助言及び手続支援
- （3）持続的生産強化対策事業実施等要綱の第7に定める取組実施状況の確認
- （4）その他、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業の推進に必要な業務

第2 事業の実施方法

1 推進事業実施計画

- （1）地域推進事業実施主体は、地域推進事業の実施計画（別添6）（以下「地域推進計画」という。）及び実施見込みを記載した「みどりチェック」チェックシート（別添4）を地方農政局等に提出するものとする。
- （2）地方農政局等は、（1）で提出された地域推進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。
- （3）地域推進事業実施主体は、地域推進計画に変更が生じた場合には、速やかに、地方農政局等に提出するものとする。
- （4）地方農政局等は、（3）で提出された地域推進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。

2 推進事業の実施方法

- （1）地域推進事業実施主体は、畜産局の示す個人情報の適切な取り扱い等に従い事業を実施するものとする。
- （2）地域推進事業実施主体は、地方農政局等と協議の上、第1の2の（3）の取組実施状況の確認の対象とする地域協議会を決定し、地域協議会が持続的生産強化

対策事業実施等要綱の第3から第6に従い適切に取組を実施していることを確認するものとする。

(3) 地域推進事業実施主体は、(2)の確認が終了した後、速やかに結果を地方農政局等に報告するものとする。

3 実施状況の報告

(1) 地域推進事業実施主体は、推進事業の実施状況(別添7)及び事業実施年度の取組状況を記載した「みどりチェック」チェックシート(別添4)を、翌年度の7月末までに、地方農政局等に報告するものとする。

(2) 地方農政局等は、(1)の規定に関わらず、必要に応じて地域推進事業実施主体に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、地域推進事業実施主体は地方農政局等の求めに応じて、調査に協力するものとする。

第3 書類等の保存

地域推進事業実施主体は、本事業に係る書類を、本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

Ⅲ 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（都道府県推進事業）

第1 事業内容

1 推進事業実施主体

地方自治体（都道府県）とする。

2 取組内容

- (1) 持続的生産強化対策事業実施等要綱の第6の2に定める地域協議会の飼料生産計画の確認・助言
- (2) 地域協議会の取組実施に関する指導及び助言
- (3) 地域協議会を対象とした飼料生産技術に関する講習会等を開催
- (4) その他、本事業の推進に必要なこと

第2 事業の実施方法

1 推進事業実施計画

- (1) 都道府県は、推進事業の実施計画（以下「都道府県推進計画」という。）（別添8）及び実施見込みを記入した「みどりチェック」チェックシート（別添9）を地方農政局等に提出するものとする。ただし、都道府県のみどりの食料システム法の担当課が、事業実施年度の4月1日までに、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課みどりの食料システム戦略グループに環境負荷低減の実施見込みを報告する場合は、「みどりチェック」チェックシートの提出を省略することができるものとする。
- (2) 地方農政局等は、(1)で提出された都道府県推進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。
- (3) 都道府県は、都道府県推進計画に変更が生じた場合には、速やかに地方農政局等に提出するものとする。
- (4) 地方農政局等は、(3)で提出された都道府県推進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。

2 推進事業の実施

- (1) 都道府県は、必要に応じて、地方農政局等から地域協議会の飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業の参加申請書類等及び取組実施状況に関する情報の提供を受けることができるものとする。
- (2) 都道府県は、必要に応じて地域協議会に助言・指導を行い、持続的生産強化対策事業実施等要綱の第3に定める事業への参加要件及び第4に定める取組の実施方法に適していないことを確認した場合は、地方農政局へ報告するものとする。

3 実施状況報告

都道府県は、翌年度の7月末までに、本事業の実施状況の報告（別添10）及び事業実施年度の取組状況を記載した「みどりチェック」チェックシート（別添9）を地方農政局等に提出するものとする。ただし、都道府県のみどりの食料システム法

の担当課が、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課みどりの食料システム戦略グループに環境負荷低減の実施状況を報告する場合は、「みどりチェック」チェックシートの提出を省略することができるものとする。

第3 書類等の保存

都道府県は、本事業に係る書類を、本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

別添1 (Iの第1の1関係)

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

団 体 名
代表者の氏名

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業 (全国推進事業)
特認団体の承認申請

持続的生産強化対策事業実施要領 (令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知) の別紙9のIの第1の1の(6)に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業期間 (令和 年 月～令和 年 月)

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類 (設立総会資料、設立総会議事録等)
 - (3) その他参考資料

別添2-①（Iの第2の1関係）

番 号
年 月 日

〔〇〇農政局長
北海道農政事務局長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇県（都道府）協議会長

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）
実施計画（提出）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のIの第2の1の規定に基づき、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業実施計画の承認を申請します。

別添2-②(Iの第2の1関係)

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）
実施計画

事業実施主体：

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を記載すること。
- 2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

別添3-①（Iの第3の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長

（事業実施主体名・代表者氏名）

令和〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）
実施状況（報告）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のIの第3の1の規定に基づき、事業の実施状況を報告します。

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3.1
組織名		
代表者氏名		
住所		↓該当する方に○ 申請時 (します)
連絡先		報告時 (しました)

解説書

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は口にチェックしてください。



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームピズ・クールピズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑥	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑦	資源の再利用を検討

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>	
・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。	
・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。	
上記について、確認しました → <input type="checkbox"/>	

別添5（Iの第3の1関係）

令和〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）

事業評価票

事業実施主体名		
事業の実施期間	年 月 ～ 年 月	
事業計画及び実施状況		
ア) 事業内容の周知	設定 目標	
	実施 状況	
	達成 状況	
イ) 取組状況の確認・指導	設定 目標	
	実施 状況	
	達成 状況	
備考（補足）		

別添6-①（Ⅱの第2の1関係）

番 号
年 月 日

〔〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇県（都道府）協議会長

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（地域推進事業）
実施計画（提出）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のⅡの第2の1の規定に基づき、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業実施計画の承認を申請します。

別添6-② (Ⅱの第2の1関係)

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業
(地域推進事業) 実施計画

事業実施主体：

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

注1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を記載すること。

2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。

3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

別添7-①（Ⅱの第2の3関係）

番 号
年 月 日

〔〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇県（都道府）協議会長

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（地域推進事業）
実施状況（報告）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のⅡの第2の3の規定に基づき、事業の実施状況を報告します。

別添7-② (Ⅱの第3の2関係)

令和〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業
(地域推進事業) 実施状況

事業実施主体:

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を記載すること。
- 2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

別添 8-① (Ⅲの第2の1 関係)

番 号
年 月 日

〔〇〇農政局長
北海道農政事務局長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

都道府県知事

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（都道府県推進事業）
実施計画（提出）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のⅢの第2の1の規定に基づき、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業実施計画の承認を申請します。

別添 8-② (Ⅲの第2の1 関係)

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業 (都道府県推進事業)
実施計画

事業実施主体 :

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を記載すること。
- 2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠(経費の内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3. 1	
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は口にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	②	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	③	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	④	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑤	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑥	資源の再利用を検討

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

別添10-①（Ⅲの第2の3関係）

番 号
年 月 日

〔〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

都道府県知事

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（地域推進事業）
実施状況（報告）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のⅢの第2の3の規定に基づき、事業の実施状況を報告します。

